

## 「火災予防条例改正」のお知らせ

常総地方広域市町村圏事務組合では火災予防条例の一部を改正し、平成26年12月1日から施行しました。

改正の概要を次のとおりお知らせします。

### 1 条例の改正理由

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者が発生した火災を踏まえ、対象火気器具などの取扱いの整備のほか、屋外における催しの防火管理体制を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成などを義務付けたものです。

### 2 改正の概要

(1) 催しなどにおける消火器の準備  
対象火気器具など（発電機・コンロ・ストーブなど）を祭礼、緑日、花火大会などの多数の者の集合する催しに使用する場合  
には、迅速な初期消火と被害拡大防止の観点から、消火器を準備してから使用することを義務付けました。

(2) 露店などを開設する場合の届出  
祭礼、緑日、花火大会などの多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具などを使用する露店などを開設する場合は、

最寄りの消防署または出張所へ「露店等の開設届出書」の提出が必要となります。

(3) 屋外催しに係る防火管理  
『指定催し』として指定

屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が次の①、②に定める要件に、いずれにも該当するものを「指定催し」として指定します。

① 大規模な屋外での催しが開催可能な、公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しで、1日当たりの人出予想が10万人以上の催し  
② 主催する者が出店を認める露店などの数が100店舗を超える規模の催し

### (4) 罰則

「指定催し」を主催する者に対して、「火災予防上必要な業務に関する計画」を提出しなかつた場合、30万円以下の罰金を科することを定めました。

### 3 火災予防条例に関する届出書

催しなどに関する詳細および届出書などについては、常総広域事務組合のホームページからダウンロードできます。

### 問 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部予防課

0297-23-0904(直通)

／FAX 0297-22-3574

／joso.fd.yobouka@utopia.

ocn.ne.jp



## デマンド乗合タクシー「みらいくん」をご利用ください

「みらいくん」をご利用いただくには、利用者登録が必要です。伊奈庁舎企画課と谷和原庁舎市民窓口課、各コミュニティセンター（谷井田・板橋・小絹・みらい平）、きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館で随時受け付けています。

「みらいくん」は、ご自宅から市内の目的地までドアツードアで行くことができる大変便利な公共交通です。たくさんの方のご利用をお待ちしています。

※デマンド乗合タクシーは複数の方の乗合での運行となります。ご利用の際は、乗車マナーを守ってご利用ください。また、事前に予約した乗降場所以外での乗り降りはできませんのでご注意ください。

問 伊奈庁舎企画課 ☎ 58 - 2111(内線 1221)

## 甲種防火管理 新規講習開催のお知らせ

▼講習期日 2月5日(木)・6日(金)の2日間

▼会場 常総市水海道高野町

「ポリテクセンター茨城」

▼講習科目 防火管理の意義および制度、火気管理、施設・設備の維持管理、防火管理に係る訓練および教育、防火管理に係る消防計画

▼受講料 5000円(テキスト代など) ※常総地方防火協会加入事業所は4500円

▼定員 80人

▼受付期間 1月6日(火)～9日

(金) 午前8時30分～午後5時  
※定員になり次第締め切ります。

▼受付場所 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部予防課 (常総市水海道山田町808)

▼申し込み方法 受講申請書に必要事項を記入し、直接申し込んでください。(FAX・郵送不可) 受講案内および申請書は、予防課または管内各消防署にあります。なお、常総地方広域市町村圏事務組合ホームページからもダウンロードできます。HPアドレス：  
<http://www.jyouso-koiki.or.jp>

▼その他 2日間の講習の全日

新年会後の運転代行はおまかせください!

# ホテル代行

☎ 0120-455-755

営業時間 平日 PM 7:00～AM 4:00  
【年中無休】 日・祝 PM 6:30～AM 3:30

〒300-2308

つくばみらい市伊奈東 2844-9

茨城県公安委員会認定第625号

いつでも、どんな事も、葬儀相談

# みらいホールつちど

TEL 0297-20-7766 みらい平駅から車で5分

本店 (有)土戸商店 TEL0297-52-5040  
つくばみらい市福岡1626